

## 第10回 NPT 運用再検討会議の意義と課題-核不拡散・核軍縮の今後を考える —「核なき世界」の達成と維持のための市民社会の一員としての問題提起—

大久保賢一

2023年4月15日・日本軍縮学会研究大会

### 自己紹介

- 日本弁護士連合会憲法問題対策本部副本部長・核兵器廃絶部会部会長、日本反核法律家協会会長、核兵器廃絶日本 NGO 連絡会共同代表、NPO 法人ノーモアヒバクシャ記憶遺産を継承する会副理事長、非核の政府を求める会常任世話人などの立場で「核なき世界」の実現を求めている(いずれも無報酬)。
- 核兵器廃絶を求める動機は「人影の石」になりたくないという恐怖。核兵器によって、全ての人の過去も現在も未来も奪われる理不尽に対する怒り。速やかにせめて私の生きている間に核兵器をなくしたいという希望。

### 問題提起の柱と結論

市民社会の一員として、「核なき世界」の実現のために、何を考え、何を求めているのかについて問題提起。報告の柱は、第1に、市民社会とは何か、第2に、核戦争は迫っているとの情勢認識、第3に、核兵器の全面禁止が遅れている理由とその元凶である核抑止論批判。結論は、日本政府は NPT 運用再検討会議で「NPT 6 条実現の具体的提案」をすべき。

### 1.市民社会とは何か

#### 私的定義

個人の要求(生命・自由・幸福追求権など)を主体的に実現しようとする、自発的・自律的・能動的で、グローバルな社会運動。平和的であることは当然。反核運動はその一例。

- ① 個人の主観的、個別的要求をベースにする、主体的・能動的な行動。
- ② 個人的満足感の充足ではなく、社会的(公共圏)変革の追求。
- ③ グローバルな(人間社会に共通の)問題意識。

#### 特徴

- ① 要求事項は、各国政府が実現していない事項なので、政府に対する抵抗運動あるいは要求運動としての性格を帯びる。
- ② 個別的要求の実現が基本なので、全般的政治的意思の実現を求める政党とは異なる。
- ③ 規律を重んじる「政党型」ではなく「カーニバル型の運動」に親和性(前衛党の否定)。
- ④ 経済活動主体ではないから市場経済とは無縁(資本との対立が可能)。
- ⑤ 特定の教義や信仰対象がないので宗教団体ではない(宗派对立がない)。
- ⑥ 労働者階級の実現ではない労働運動ではない(路線対立がない)。
- ⑦ 要求の実現を目的としているので、世界を解釈するだけでなく変革を求めている。その点で、分析や説明を職責とする学術団体ではない。

- ⑧ 自前の研究機関があるわけでもないから知的レベルの不安は拭いされない。
- ⑨ 個人の要求の実現なので、公的資金の援助はない。公務でもビジネスでもないので資金の不足は日常的。
- ⑩ 「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利」(世界人権宣言)の実現は、古典古代から現在に至るまで、全人類の普遍的要求。
- ⑪ 国家と資本に対する市民によるコントロール。抑圧も搾取もない未来社会の原風景!
- ⑫ 拍手と喝采による合意と同一化。扇動と熱狂による暴走。核を持つサル。

## 2.核戦争の危機は迫っている。

### (1) 核戦争危機の警告

- 国連のグテーレス事務総長は、昨年8月のNPT運用再検討会議において、「冷戦終結後に霧散した暗雲が再び立ちこめている。私たちは、これまで限りなく運が良かった。しかし、運は戦略ではない。今日、人類は、1つの誤解、1つの判断ミスで核により壊滅する瀬戸際に立っている」と警告。
- 米国の『原子力科学者会報』(Bulletin of the Atomic Scientists)は、今年1月、「人類最後の日」までの残り時間を象徴的に示す「終末時計」について、1947年以降で最も短い「残り90秒」と警告。

### (2) 今、世界で起きていること

- ロシアのプーチン大統領は、ウクライナ侵略の手を緩めないだけでなく、ベラルーシに戦術核兵器を配備すると発表、ベラルーシはこれを受入れ。米国の核兵器は、ドイツ、ベルギー、オランダ、トルコ、イタリアなどが「共有」。ヨーロッパで米ロの核兵器が他国を巻き込んで対峙。ヨーロッパが核戦場になる危険性。
- 米韓は上陸作戦の演習を再開。北朝鮮はミサイル発射を繰返し、核兵器の先制使用政策。双方とも相手を抑止するという理由。朝鮮戦争の休戦協定が破綻し「熱い戦い」が再燃する懸念。
- 台湾の蔡英文総統は米国を、最大野党国民党の馬英九前総統は中国を訪問。国内の対立があからさまな形で顕在化。米国は「使える核兵器」を開発し、中国も核兵器を増産。米中の対立は日ごとに高まっている。
- 日本政府は米国政府と一心同体であるかのように振舞い、自衛隊はもとより国家挙げての防衛力の増強や米国との「拡大核抑止」の強化を図っている。「先軍思想」に基づく「国家総動員体制」の構築。沖縄が再び「捨て石」とされるだけではなく、本土決戦も想定。日本は、ロシア、北朝鮮、中国との軍事衝突を覚悟。

世界の分断と軍事力行使の容認が、核戦争の危険を高めている。「終末」前夜?!

## 3 核兵器固執の論理

### (1)核戦争は戦ってはならないはずなのに

- 「核戦争に勝者はない。核戦争は戦ってはならない」。1980年代のレーガンとゴルバチョフとの合意。現在の核兵器国首脳も、昨年、その旨の共同声明。
- 核拡散防止条約(NPT)は「核戦争は全人類に惨害」をもたらす。
- 核兵器禁止条約(TPNW)は、いかなる核兵器の使用も「壊滅的人道上の結末」をもたらす。

核兵器使用を避けなければならないことは国際社会の「公理」。

にもかかわらず、核戦争の危機が迫っている。

その原因は核兵器保有国や核兵器依存国は核兵器の必要性和有用性を認め、核兵器に固執しているから。

### (2)「平和を望むなら核兵器に依存せよ」

TPNWは一昨年の1月に発効。けれども、核兵器国も日本政府もこの条約を敵視。

その理由は、この条約は核兵器の抑止力を否定しているので、国際社会の平和と安定を危うくするということ。

核兵器は自国の平和と自国民の安全を保全するための道具だ。核兵器があれば、他国は自国を侵略しようとは思わないだろうし(拒否的抑止)、侵略をすれば核兵器によって割に合わない反撃を受けることになるので、攻撃をためらわせることができる(懲罰的抑止)。

核兵器は敵国の攻撃を抑止するので自国の安全を確保できるという核抑止論。

核兵器は「戦闘の道具」ではなく「平和の道具」。

「平和を望むなら核兵器に依存せよ」。

「平和を望むなら戦争に備えよ」というローマ以来の格言の「核の時代」バージョン。

非軍事の世界は想定していない。憲法9条などは理想主義として排除。

## 4 核抑止論の虚妄と危険性

核抑止論は、国家安全保障のための核兵器の保有を認め、核兵器がなくても自国の安全が確保できるようになるまでは、核兵器に依存し続ける論理。

- オバマ氏は「核なき世界」は「私が生きている間は実現しないかも」。  
岸田首相は、米国の核の傘は、中国、ロシア、北朝鮮に対する必要最低限の「護身術」としながら「核なき世界」を言う。だから、「核なき世界」は「果てなき夢」。  
結局、核抑止論は「核なき世界」を遠ざけるためのレトリック。
- 米ソ間に「熱い戦争」が起きず「長い平和」が続いたのは核兵器のおかげか？  
それは「ニューヨークに鰐がいないのは核兵器のおかげ」というような論理。核兵器の役割をいくら精緻に説明しても、それは、神についてどのように語ろうとも、神の存在を証明できないのと同様の非科学的なもの。そもそも、ソ連が米国に核攻撃を仕掛けようとしていた証拠は見つかっていない。

- 核兵器を「平和の道具」とすれば我が物にしようという国家は後を絶たないことになる。インド、パキスタン、イスラエルはNPTを拒否しているし、北朝鮮は脱退したとしている。場合によっては、イランもそのような行動に出るかも。  
また、核抑止論は核兵器使用を前提とするから、常に「使える核兵器」を開発しなければならない。結局、核抑止論は核兵器の水平的拡散も垂直的拡散も止めることはできないどころか、核軍拡競争を推進する。核抑止論はNPT体制の維持を困難にする。
- 更に看過できないのは、核兵器が存在する限り、意図的ではない使用が起ころうること。現に、人為的ミスや機械の故障は何回も起きている。グテーレス事務総長も幸運だっただけとしている。間違いを犯さない人間はいないし壊れない機械はないことを忘れてはならない。
- 極めつけは、核抑止論が破綻すれば、核兵器の応酬が起きること。それは人類社会の滅亡を意味している。国家と人民の安全を守るとされた核兵器が全てを消滅させるという「究極の逆説」がそこに現れる。そして、核抑止が破綻しない保証は誰もしていない。

核抑止論が平和をもたらすことはありえないし、むしろ人類の破滅を招く「死神の論理」。核兵器は「悪魔の兵器」であり、核抑止論の克服と核兵器の廃絶は喫緊の課題。

核戦争のリスクを減らすだけでは不十分。

核兵器廃絶が唯一、二度と使用されないことの保証。

核兵器禁止条約はその法的枠組み。

## 結び

1980年の国連事務総長報告は、核抑止論は「最も危険な集団的誤謬」としていた。

米国の核抑止論者たちはベスト&ブライテストだとの評価もあるが、私はこの評価に同意しないし、「核兵器の復権」を拒否する。そして、核兵器禁止条約の早期署名と批准を求める。しかし、それが拒否されている現状においては、次善の策として次の提案をする。

政府は「核なき世界」を求めるとしているし、国連での「日本決議」は核軍縮義務を規定するNPT6条も含めその全面的関与に触れている。であるならば、そのことを可及的速やかに実践すべきである。けれども、日本政府は、現実的かつ具体的な核軍拡の停止や核軍縮の推進を進めようとはしていない。全面軍縮のための交渉の提起もしていない。それは言行不一致である。

そこで、私は日本政府に対し、NPT運用再検討会議において、「日本決議」実現のための具体的かつ実践的な提言を行うことを求める。その提言には、例えば、国連の討議文書となっている「モデル核兵器条約」についての検討開始が含まれるべきであろう。

私は、皆さん方と、グテーレス事務総長の「核兵器廃絶は、私たちが将来世代に残すことができる最大の贈り物」という言葉を共有しなから、一刻も早い「核なき世界」の実現のための努力を継続する決意である。